

# 参考資料

- ・都市計画道路霞庚午線（8・9工区）
- ・都市計画道路山の手線外1
- ・都市計画道路東雲大州線外1
- ・広島市公共事業（建設関係局所管）の再評価について
- ・広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領
- ・広島市公共事業再評価審議会規則
- ・広島市公共事業再評価審議会運営要領

令和4年度 第1回  
広島市公共事業再評価審議会

街路事業

- ・都市計画道路 霞庚午線(8・9工区)
- ・都市計画道路 山の手線外 1
- ・都市計画道路 東雲大州線外 1

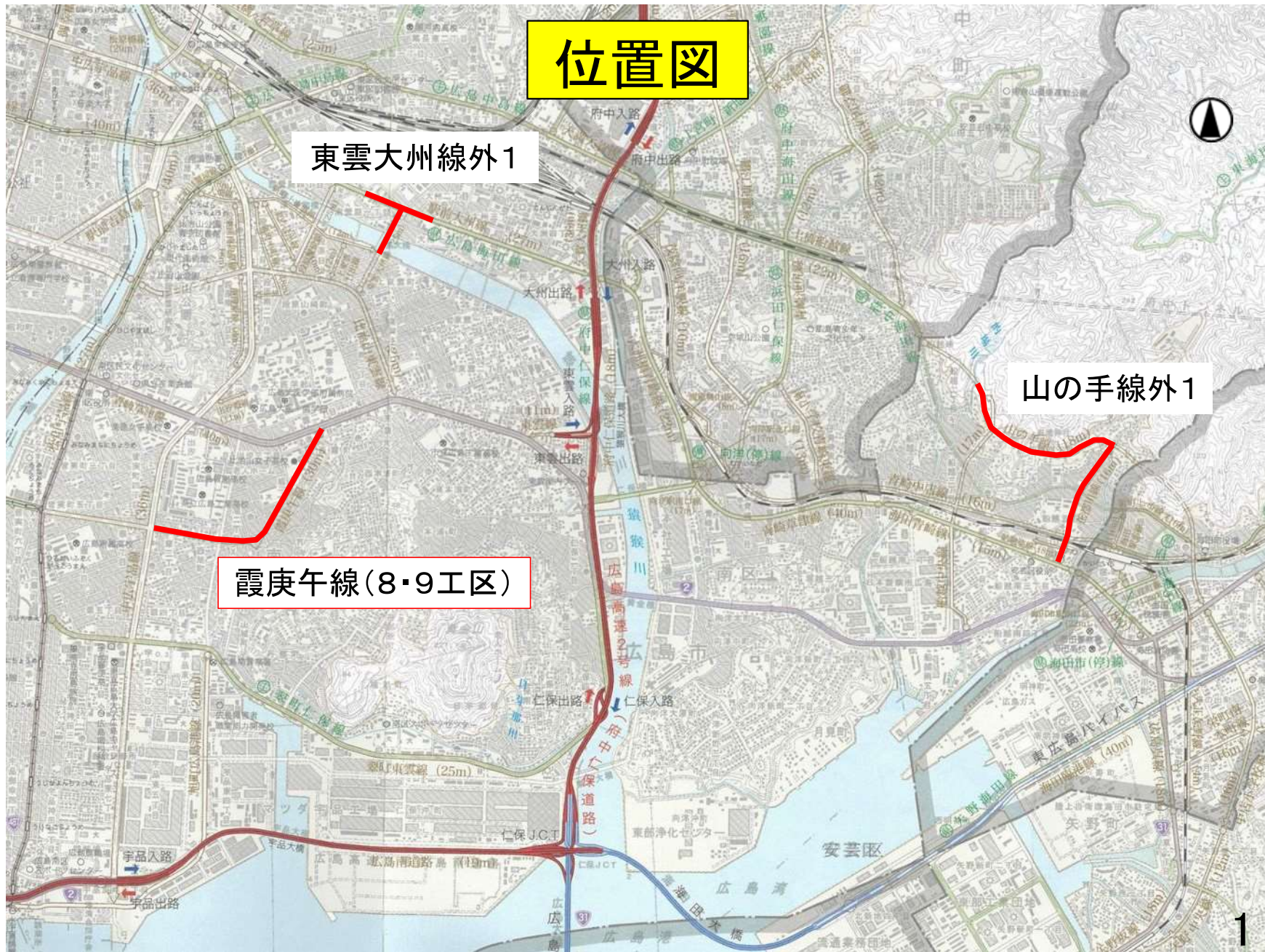
令和4年12月23日(金)  
広島市道路交通局道路部街路課

# 位置図

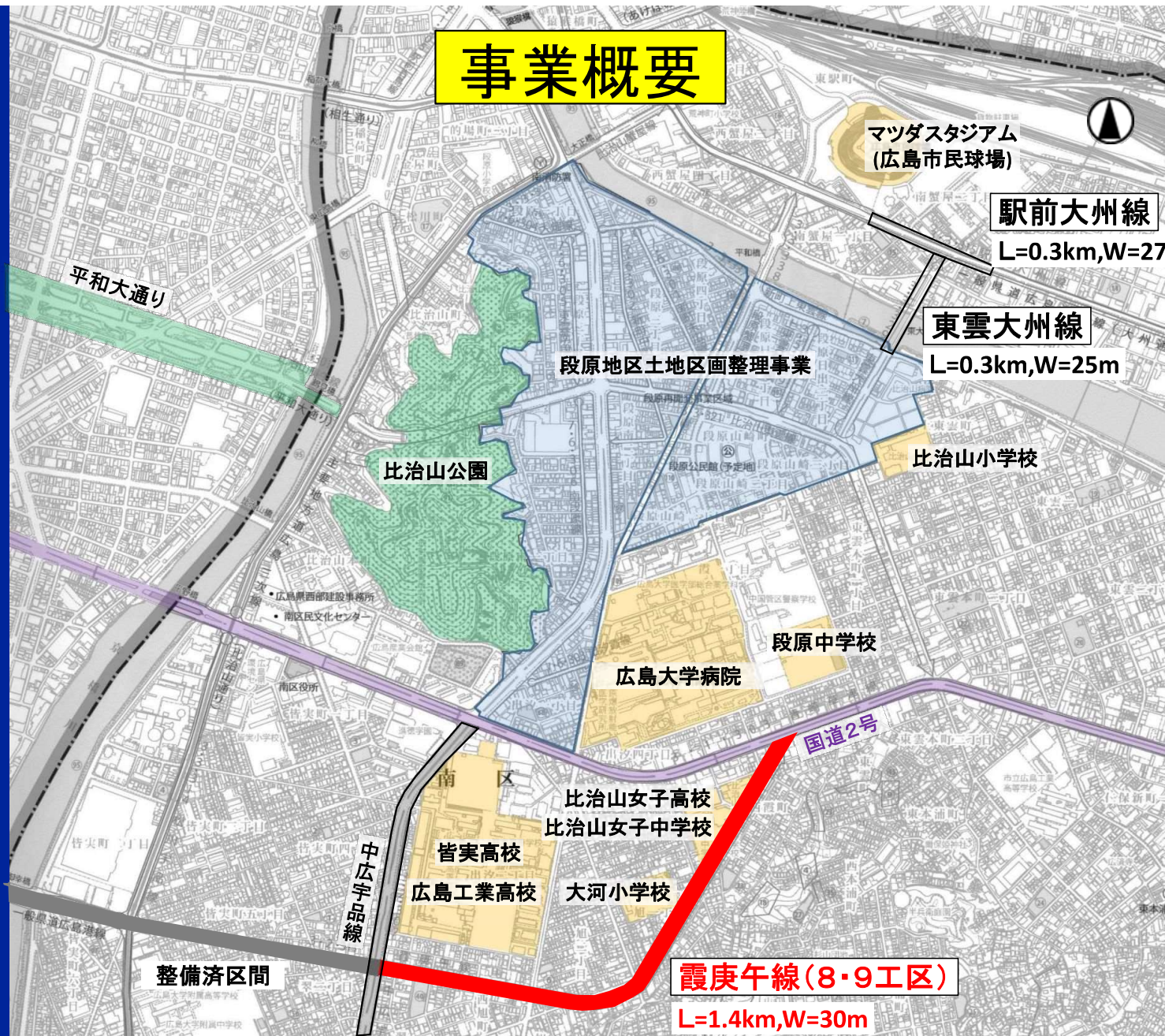
東雲大州線外1

山の手線外1

霞庚午線(8・9工区)

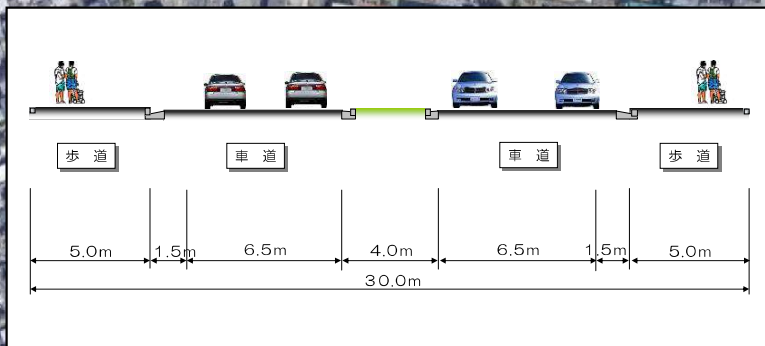


# 事業概要



# 事業概要

延長	L=1,360m
幅員	W=30m(4車線)
予定期間	H10~R10年度頃
全体事業費	172億円



広島大学病院

国道2号

比治山女子高校

比治山女子中学校

大河小学校

中  
広  
宇  
品  
線

霞庚午線(9工区)

L=710m,W=30m

霞庚午線(8工区)

L=650m,W=30m

# 事業再評価の方法

○広島市公共事業(建設関係所管)実施要領に基づき実施

【再評価手法】 同要領第5条

○原則として国の策定する再評価手法を採用

【再評価の視点】 同要領第5条

○5つの視点から事業の評価を行う

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

②事業の投資効果

- ・ 定量化※できる効果【B/C】
- ※計測が可能かつ金銭表現が可能
- ・その他の効果

③事業の進捗状況

④事業の進捗の見込み

⑤コスト縮減や代替案立案等の可能性



対応方針の決定

# 事業再評価の方法

## ■費用便益比(B/C)の算出について

### 【使用マニュアル】

○費用便益分析マニュアル(令和4年2月 国土交通省)

### 【基本的な考え方】

- 道路整備を行う場合と行わない場合の便益の差を算定
- 道路整備に伴う便益の増分と費用の増分を比較

### 【計算式】

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \text{総便益 (B)} / \text{総費用 (C)}$$

# 事業再評価の方法

## ■費用便益比(B/C)の算出について

### 【総便益(B)の内訳】

#### ○走行時間短縮便益

整備により短縮される移動時間に車種別の時間価値原単位を乗じたもの

#### ○走行経費減少便益

走行条件が改善されることにより低下する燃料費、タイヤ費、車両整備費などに車種別の走行経費原単位を乗じたもの

#### ○交通事故減少便益

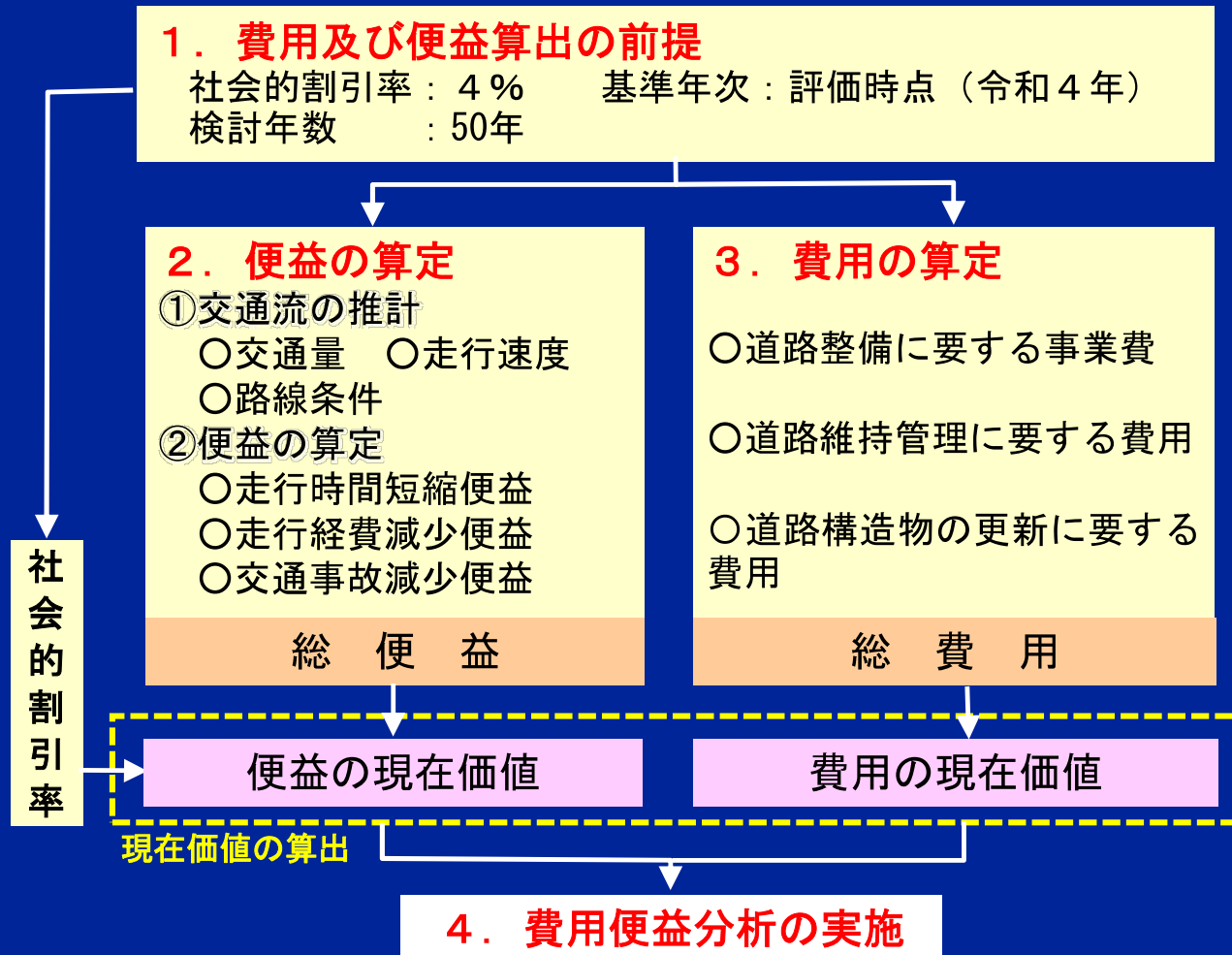
交通事故により生じる損失(人的損害、物的障害、渋滞による損失)の減少

※対応方針の決定にあたっては、上記以外の定量化が難しい事業効果についても評価する。



# 事業再評価の方法

## ■費用対効果分析のフロー



# 視点① 事業を巡る社会情勢等の変化

平成26年3月に広島南道路・広島高速3号線（吉島～商工センター）が供用されたが、国道2号平野橋東交差点等で依然として渋滞が発生



## 視点② 事業の投資効果

### ■費用対効果分析の結果

#### 【費用便益比(事業全体)】

$$\begin{array}{ccc} \text{総便益(B)} & \div & \text{総費用(C)} \\ 401.4\text{億円} & & 319.5\text{億円} \\ & & = \\ & & \text{費用便益比(B/C)} \\ & & 1.3 \end{array}$$

#### 【費用便益比(残事業)】 ※R4(基準年)以降

$$\begin{array}{ccc} \text{総便益(B)} & \div & \text{総費用(C)} \\ 348.8\text{億円} & & 11.1\text{億円} \\ & & = \\ & & \text{費用便益比(B/C)} \\ & & 31.4 \end{array}$$

総便益(B)が総費用(C)を上回っている

## 視点② 事業の投資効果

### ■ 道路整備によるその他の効果（3便益以外）

#### 【国土・地域ネットワークの構築】

- ・ 国道2号を補完し、デルタ市街地南部の東西交通を円滑化
- ・ 大型車通行規制の解消

#### 【歩行者・自転車のための生活空間の形成】

- ・ 広幅員の歩道整備による歩行者や自転車の安全性の向上

#### 【無電柱化による美しい町並みの形成】

- ・ 電線類地中化による良好な都市景観の形成及び防災対策

#### 【安全で安心できるくらしの確保】

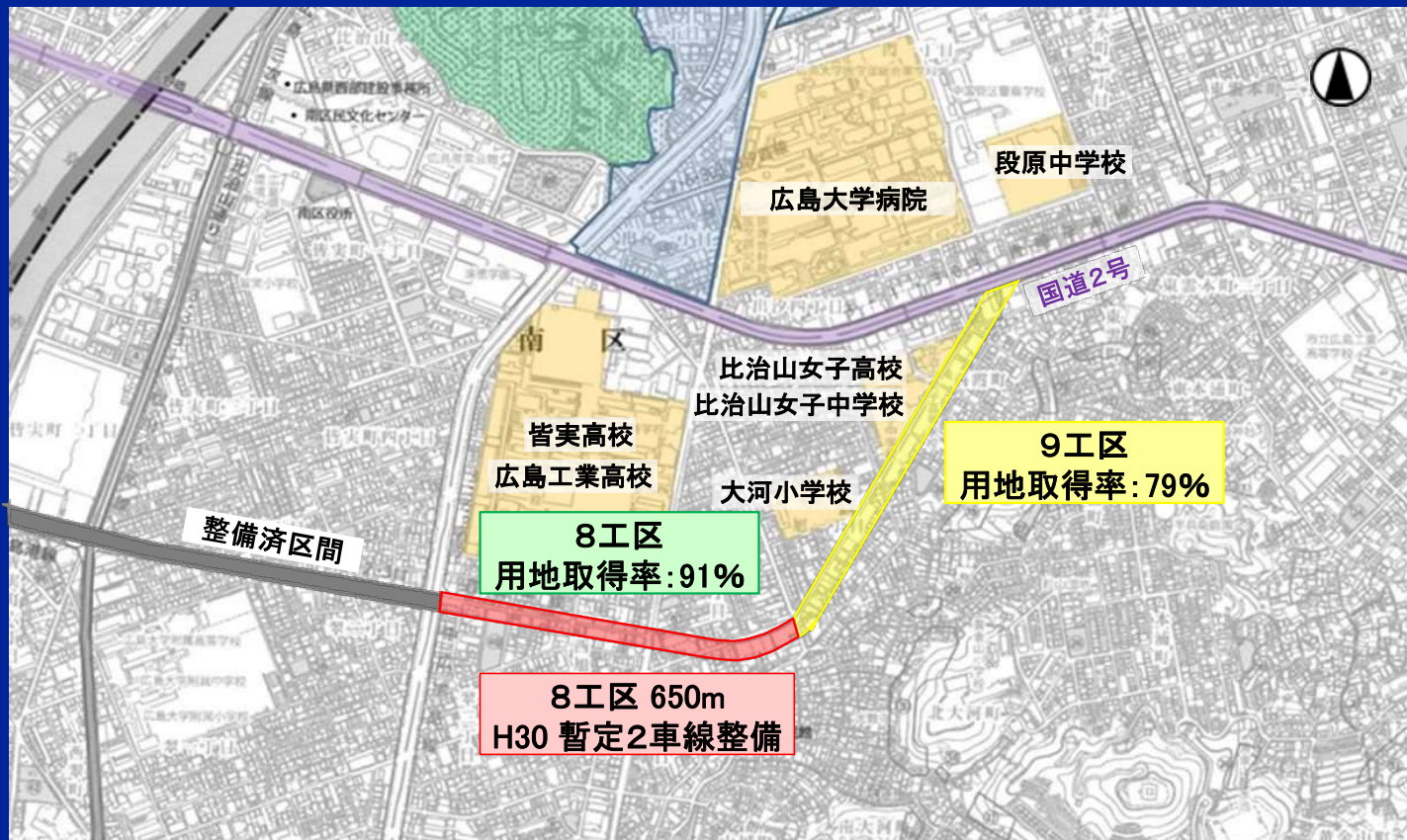
- ・ 三次医療施設である広島大学病院へのアクセス向上
- ※ 三次医療施設…高度な医療が必要な重篤救急患者が対象

（整備前） 幅員約5.5m



# 視点③ 事業の進捗状況

- ・用地取得率は約8割、事業進捗率は約9割まで進捗
- ・平成30年11月に8工区を暫定供用



# 視点③ 事業の進捗状況

用地取得及び暫定道路整備を推進

8工区(暫定道路整備状況)



9工区(用地取得状況)



## 視点④ 事業の進捗の見込み

暫定整備による整備効果の早期発現のため、9工区の用地取得を重点的に進める



## 視点⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性


### ■コスト縮減の可能性

#### 【道路改良工事】

建設副産物の発生抑制や再生材の利用等

### ■代替案立案等の可能性

- 最適なルートとして都市計画決定。
- 8割の用地を取得し、暫定道路整備など事業を着実に推進。



現行ルートが適当



# 対応方針（案）

## 【対応方針】 事業継続

### 【理由と今後の方針】

霞庚午線は、国道2号を補完し、広島市のデルタ市街地南部を東西に横断する幹線道路であり、全長約6.8kmの内、西区庚午中四丁目から中広宇品線までの約5.4kmを供用している。

本路線（区間）は、現道の大型車の通行規制を解消し、主要渋滞箇所である国道2号平野橋東交差点の迂回ルートになるとともに、災害時には緊急輸送道路としての機能を担うなど整備効果が高い路線である。

これまでに約8割の用地取得を終えており、用地取得済区間においては、道路改良を行うなど着実に事業を推進しており、引き続き事業を継続し、早期完成を目指す。

令和4年度 第1回  
広島市公共事業再評価審議会

街路事業

- ・都市計画道路 霞庚午線(8・9工区)
- ・都市計画道路 山の手線外 1
- ・都市計画道路 東雲大州線外 1

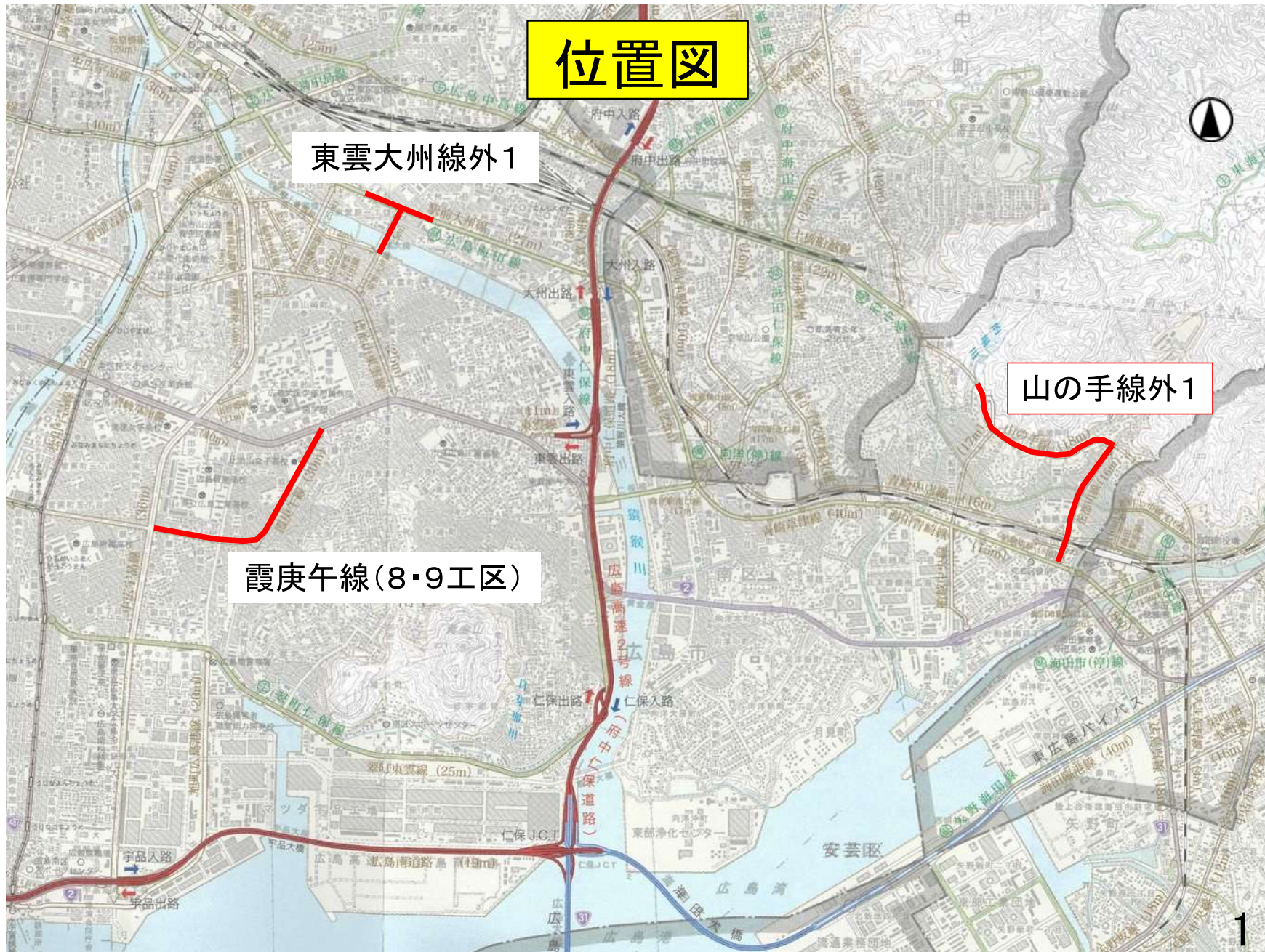
令和4年12月23日(金)  
広島市道路交通局道路部街路課

# 位置図

東雲大州線外1

山の手線外1

霞庚午線(8・9工区)



# 事業概要

府中町

広島市安芸区

山の手線

L=1.0km,W=18m

海田町

花都川線(2工区)

L=0.3km,W=16m

花都川線(1工区)

L=0.4km,W=16m

船越小学校

区民文化センター

安芸区役所

海田市駅

国道2号

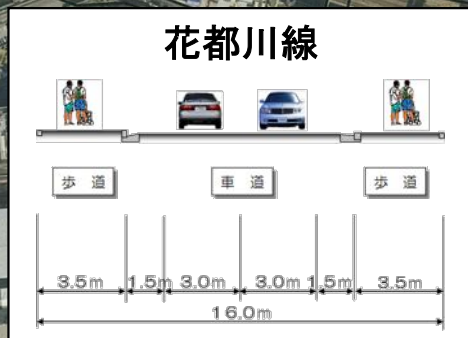
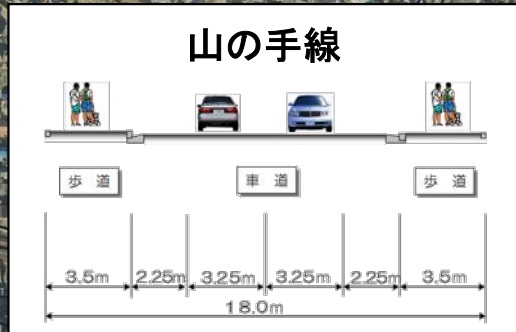
海田市(停)線

延長	L=1,720m
幅員	W=16~22m(2車線)
予定期間	H5~R10年度頃
全体事業費	100億円

**山の手線**  
L=1,050m,W=18m

**花都川線(2工区)**  
L=320m,W=16m

**花都川線(1工区)**  
L=350m,W=16m



船越小学校

区民文化センター

安芸区役所

海田市駅

# 事業再評価の方法

○広島市公共事業（建設関係所管）実施要領に基づき実施

【再評価手法】 同要領第5条

○原則として国の策定する再評価手法を採用

【再評価の視点】 同要領第5条

○5つの視点から事業の評価を行う

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

②事業の投資効果

- ・ 定量化※できる効果【B/C】  
※計測が可能かつ金銭表現が可能
- ・ その他の効果

③事業の進捗状況

④事業の進捗の見込み

⑤コスト縮減や代替案立案等の可能性



対応方針の決定

# 事業再評価の方法

## ■費用便益比(B/C)の算出について

### 【使用マニュアル】

○費用便益分析マニュアル(令和4年2月 国土交通省)

### 【基本的な考え方】

- 道路整備を行う場合と行わない場合の便益の差を算定
- 道路整備に伴う便益の増分と費用の増分を比較

### 【計算式】

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \text{総便益 (B)} / \text{総費用 (C)}$$

# 事業再評価の方法

## ■費用便益比(B/C)の算出について

### 【総便益(B)の内訳】

#### ○走行時間短縮便益

整備により短縮される移動時間車種別の時間価値原単位を乗じたもの

#### ○走行経費減少便益

走行条件が改善されることにより低下する燃料費、タイヤ代、車両整備費などに車種別の走行経費原単位を乗じたもの

#### ○交通事故減少便益

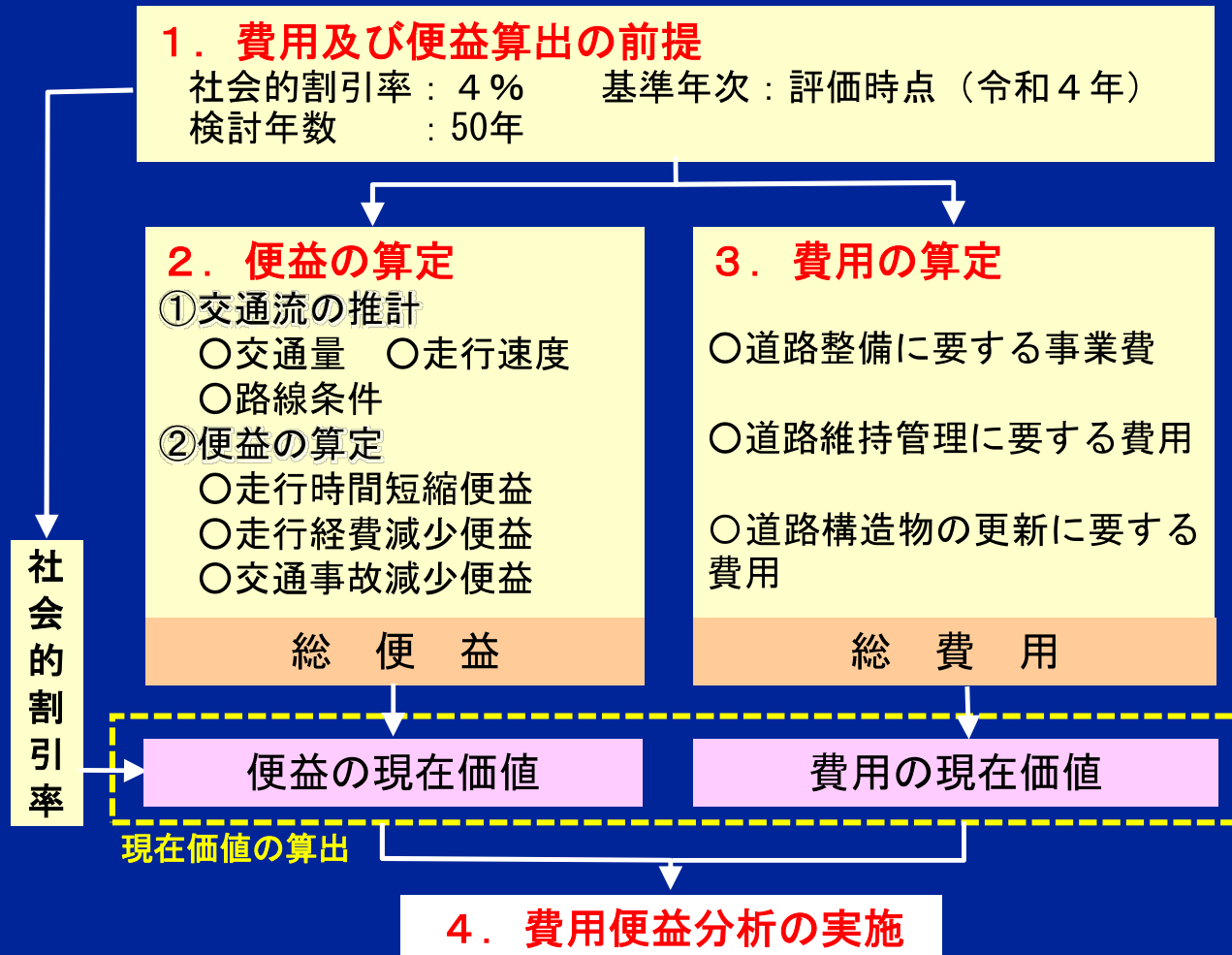
交通事故により生じる損失(人的損害、物的障害、渋滞による損失)の減少

※対応方針の決定にあたっては、上記以外の定量化が難しい事業効果についても評価する。



# 視点② 事業の投資効果

## ■費用対効果分析のフロー



# 視点① 事業を巡る社会情勢等の変化

- 主要渋滞箇所である国道31号大正交差点で依然として渋滞が発生
- 安芸土地区画整理事業は現時点においては未着工



## 視点② 事業の投資効果

### ■費用対効果分析の結果

#### 【費用便益比(事業全体)】

$$\begin{array}{ccc} \text{総便益(B)} & \div & \text{総費用(C)} \\ 269.3\text{億円} & & 156.0\text{億円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{費用便益比(B/C)} \\ 1.7 \end{array}$$

#### 【費用便益比(残事業)】 ※R4(基準年)以降

$$\begin{array}{ccc} \text{総便益(B)} & \div & \text{総費用(C)} \\ 269.2\text{億円} & & 37.8\text{億円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{費用便益比(B/C)} \\ 7.1 \end{array}$$

総便益(B)が総費用(C)を上回っている

## 視点② 事業の投資効果

### ■ 道路整備によるその他の効果（3便益以外）

#### 【国土・地域ネットワークの構築】

- ・ 県道府中海田線及び県道広島海田線を補完し、拠点地区である船越地区と府中町及び広島駅周辺地区の連絡強化
- ・ 大型車通行規制の解消

#### 【歩行者・自転車のための生活空間の形成】

- ・ 広幅員の歩道整備による歩行者や自転車の安全性の向上

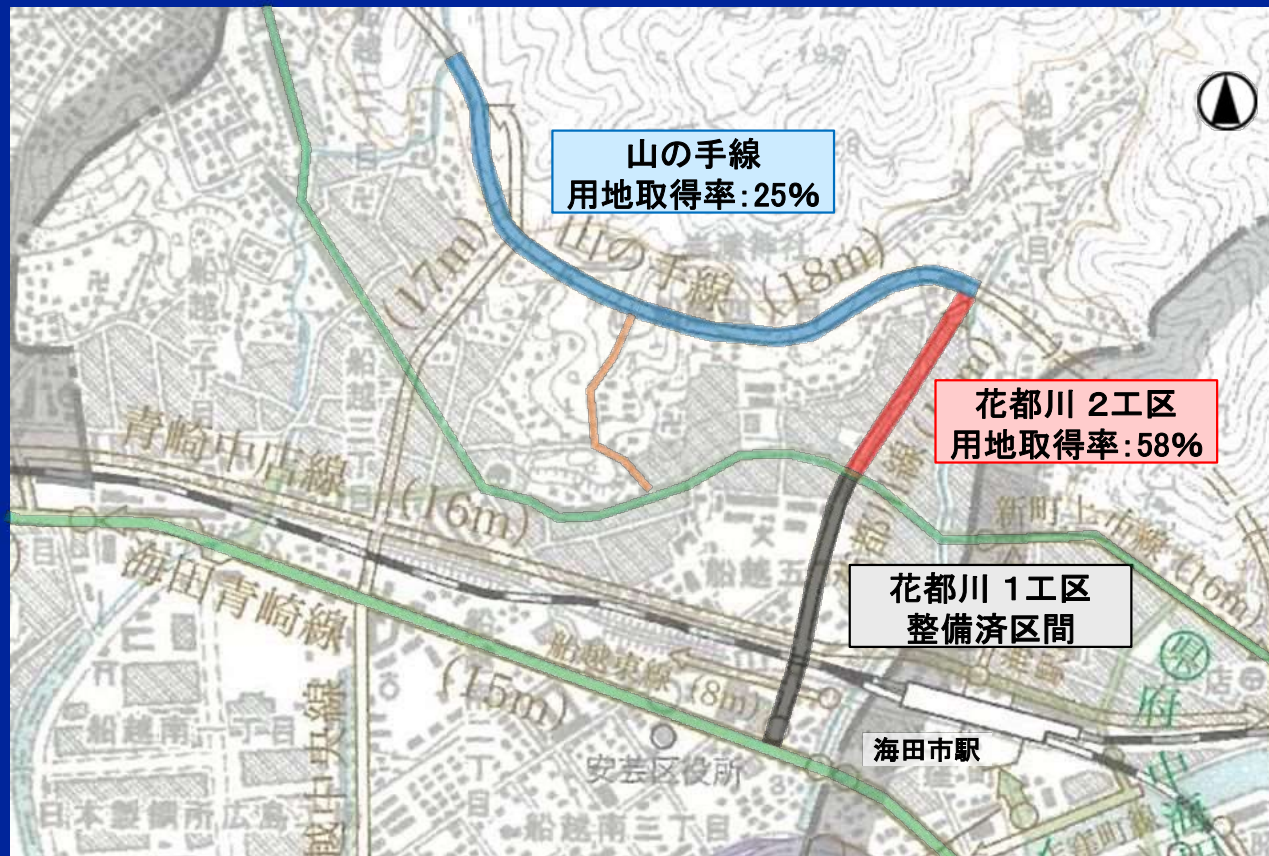
#### 【災害への備え】

- ・ 消防活動困難区域の大幅な解消



## 視点③ 事業の進捗状況

- ・用地取得率は約4割、事業進捗率は約5割まで進捗
- ・花都川1工区は、平成16年度に整備完了



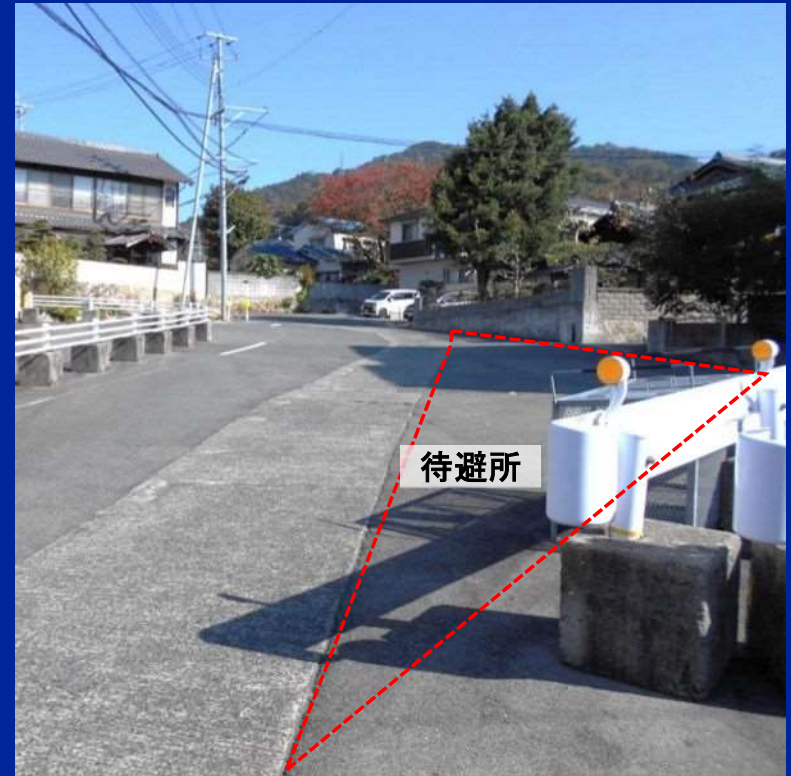
# 視点③ 事業の進捗状況

## ■花都川1工区(整備状況)



## 視点④ 事業の進捗の見込み

部分的な道路改良を行うなど、整備効果の早期発現に向け用地取得を進める



# 視点⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性


## ■コスト縮減の可能性

### 【道路改良工事】

建設副産物の発生抑制や新技術の採用等

## ■代替案立案等の可能性

- 最適なルートとして都市計画決定。
- 花都川線1工区は平成16年度に整備完了。
- 現在、約4割の用地を取得済み。



現行ルートが適当



# 対応方針（案）

## 【対応方針】 事業継続

### 【理由と今後の方針】

山の手線は、本市と府中町の行政界から海田町に至る2車線の幹線道路であり、花都川線は山の手線と県道広島海田線を連絡する幹線道路である。この2つの路線が一体となって機能し、安芸区船越地区の骨格となる道路網を形成する。

両路線は、船越地区の消防活動困難区域を大幅に解消するとともに、狭隘な道路が多い地域の安全性、快適性の向上に資するなど整備効果が高い路線である。

山の手線に接続する花都川線は、約8割の用地取得を終えており、引き続き事業を継続し、早期完成を目指す。

令和4年度 第1回  
広島市公共事業再評価審議会

街路事業

- ・都市計画道路 霞庚午線(8・9工区)
- ・都市計画道路 山の手線外1
- ・都市計画道路 東雲大州線外1

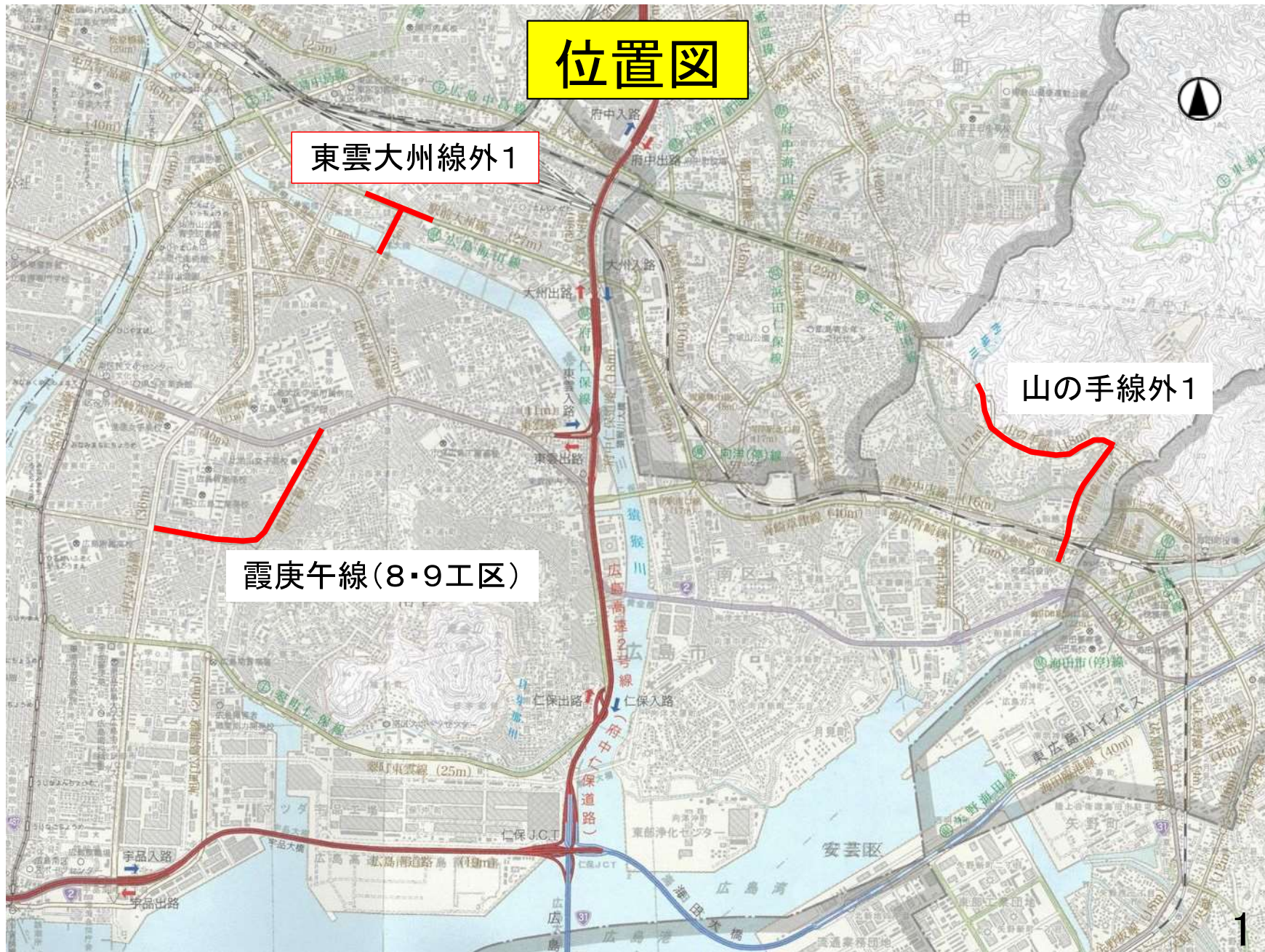
令和4年12月23日(金)  
広島市道路交通局道路部街路課

# 位置図

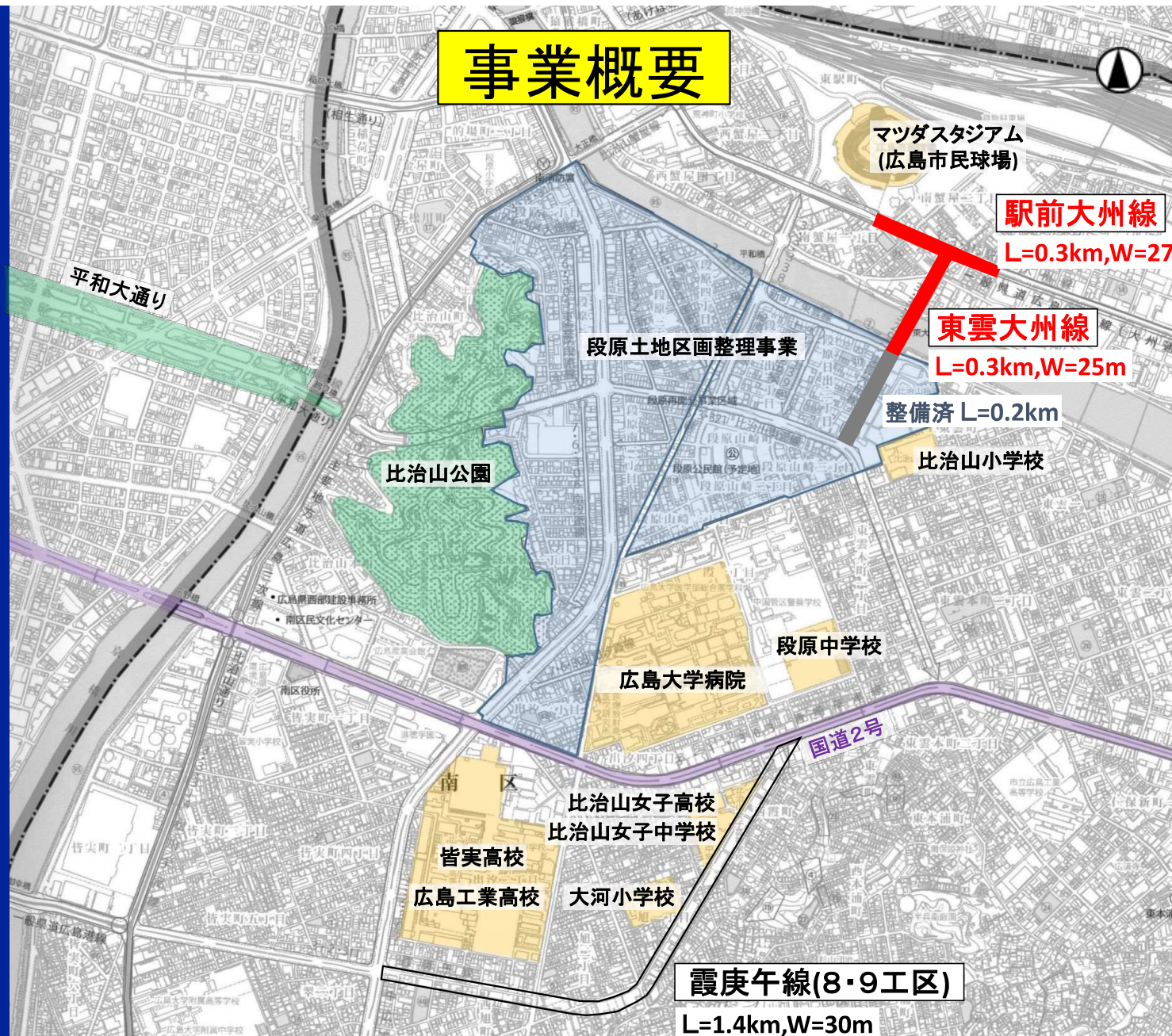
東雲大州線外1

山の手線外1

霞庚午線(8・9工区)



# 事業概要



マツダスタジアム  
(広島市民球場)

駅前大州線  
L=0.3km, W=27m

東雲大州線  
L=0.3km, W=25m

整備済 L=0.2km

比治山公園

段原土地区画整理事業

比治山小学校

段原中学校

広島大学病院

国道2号

南区  
比治山女子高校  
比治山女子中学校  
皆実高校  
広島工業高校  
大河小学校

霞庚午線(8・9工区)  
L=1.4km, W=30m

# 事業概要

駅前大州線

L=320m, W=27m

東雲大州線

L=270m, W=25m

東大橋

猿猴川

Google



延長	L=590m
幅員	W=25m, 27m(4車線)
予定期間	H20~R10年度頃
全体事業費	79億円

# 事業再評価の方法

○広島市公共事業(建設関係所管)実施要領に基づき実施

【再評価手法】 同要領第5条

○原則として国の策定する再評価手法を採用

【再評価の視点】 同要領第5条

○5つの視点から事業の評価を行う

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

②事業の投資効果

- ・ 定量化※できる効果【B/C】  
※計測が可能かつ金銭表現が可能
- ・ その他の効果

③事業の進捗状況

④事業の進捗の見込み

⑤コスト縮減や代替案立案等の可能性



対応方針の決定

# 事業再評価の方法

## ■費用便益比(B/C)の算出について

### 【使用マニュアル】

○費用便益分析マニュアル(令和4年2月 国土交通省)

### 【基本的な考え方】

- 道路整備を行う場合と行わない場合の便益の差を算定
- 道路整備に伴う便益の増分と費用の増分を比較

### 【計算式】

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \text{総便益 (B)} / \text{総費用 (C)}$$

# 事業再評価の方法

## ■費用便益比(B/C)の算出について

### 【総便益(B)の内訳】

#### ○走行時間短縮便益

整備により短縮される移動時間に車種別の時間価値原単位を乗じたもの

#### ○走行経費減少便益

走行条件が改善されることにより低下する燃料費、タイヤ費、車両整備費などに車種別の走行経費原単位を乗じたもの

#### ○交通事故減少便益

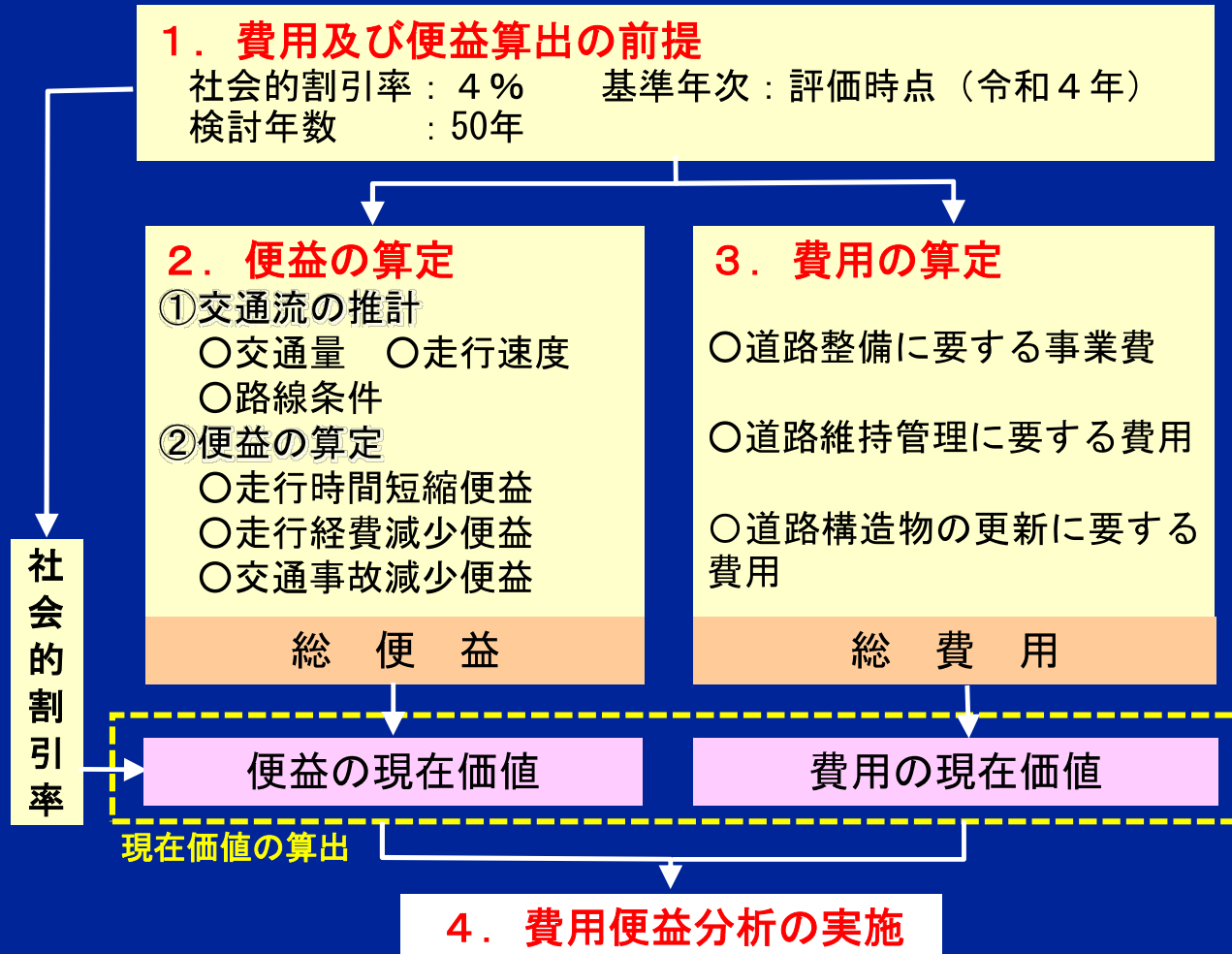
交通事故により生じる損失(人的損害、物的障害、渋滞による損失)の減少

※対応方針の決定にあたっては、上記以外の定量化が難しい事業効果についても評価する。



# 視点② 事業の投資効果

## ■費用対効果分析のフロー



# 視点① 事業を巡る社会情勢等の変化

- ・ 東大橋の架替えが完了（平成31年3月）
- ・ マツダスタジアム・大規模小売店舗の立地 ⇒ 交通需要が増大



## 視点② 事業の投資効果

### ■費用対効果分析の結果

#### 【費用便益比(事業全体)】

$$\begin{array}{ccc} \text{総便益(B)} & \div & \text{総費用(C)} \\ 147.7\text{億円} & & 93.4\text{億円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{費用便益比(B/C)} \\ 1.6 \end{array}$$

#### 【費用便益比(残事業)】 ※R4(基準年)以降

$$\begin{array}{ccc} \text{総便益(B)} & \div & \text{総費用(C)} \\ 143.9\text{億円} & & 6.7\text{億円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{費用便益比(B/C)} \\ 21.5 \end{array}$$

総便益(B)が総費用(C)を上回っている

## 視点② 事業の投資効果

### ■ 道路整備によるその他の効果(3便益以外)

#### 【都市の再生・個性ある地域の形成】

- ・ 東大橋の整備による段原地区と大州地区の連携強化

#### 【安全な生活環境の確保】

- ・ 広幅員の歩道整備による  
歩行者や自転車の安全性の向上

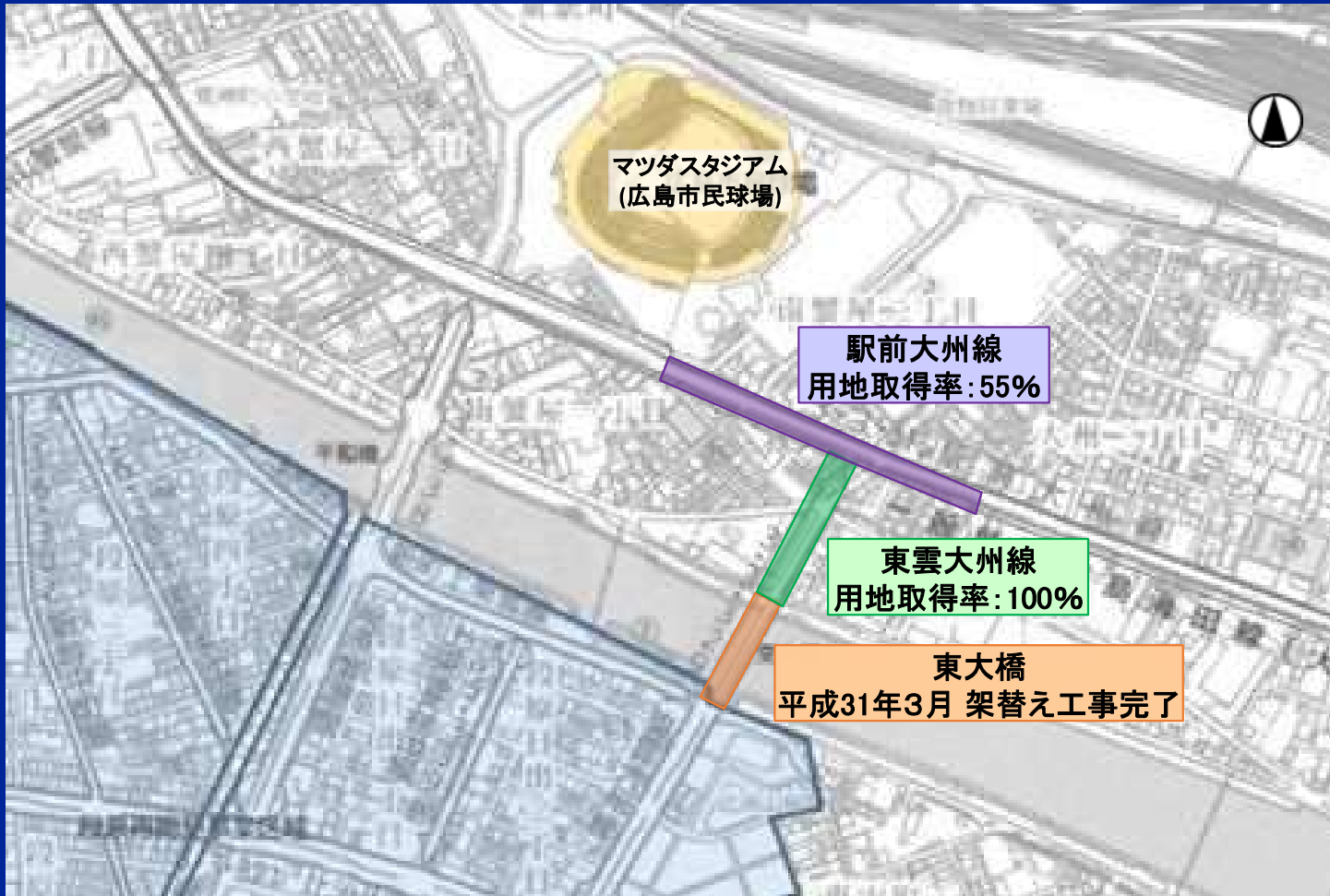
#### 【無電柱化による美しい町並みの形成】

- ・ 電線類地中化による  
良好な都市景観の形成及び防災対策



# 視点③ 事業の進捗状況

用地取得率は約7割、事業進捗率は約9割



# 視点④ 事業の進捗の見込み

令和5年度末に東雲大州線を4車線供用予定

東大橋



東大橋（段原地区方面）



東雲大州線整備状況



# 視点⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

## ■コスト縮減の可能性

### 【道路改良工事】


建設副産物の発生抑制や新技術の採用等

### 【電線共同溝工事】

浅層埋設方式の採用や道路改良工事との同時施行

## ■代替案立案等の可能性

- 最適なルートとして都市計画決定。
- 7割の用地を取得し、東大橋の暫定供用など事業を着実に推進。



現行ルートが適当

# 対応方針（案）

## 【対応方針】 事業継続

### 【理由と今後の方針】

東雲大州線は、猿猴川に隔てられた段原地区と大州地区を連絡し、接続する駅前大州線とともに市街地の道路網形成を担う重要な道路である。

本路線は、段原地区と大州地区の連絡強化を図るとともに、災害時には緊急輸送道路としての機能を担うなど整備効果が高い路線である。

これまでに約7割の用地取得を終えており、平成31年3月には東大橋の暫定供用を開始するなど、着実に事業を推進しており、引き続き事業を継続し、早期完成を目指す。



## 広島市公共事業（建設関係局所管）の再評価について

### 1 目的

都市整備局、道路交通局及び下水道局が所管する公共事業のうち、一定の要件に該当する事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

### 2 再評価の対象とする事業の範囲

工事を伴う次の公共事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除く。

- (1) 国土交通省が費用の一部を補助又は負担する事業
- (2) 一定の事業規模を有する単独事業等

### 3 再評価を実施する事業

- (1) 事業費が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業費が予算化された後、10年間（国の個別補助制度を活用している事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間を経過した事業（国庫補助事業に限る。）
- (4) 再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 上記(1)～(4)以外の事業で、市長が特に必要と認める事業

### 4 再評価の実施時期

再評価の実施対象に該当する年度に行う。

### 5 再評価の方法等

再評価は、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等の視点に立って、各事業ごとに国土交通省が策定した評価手法等に基づいて行う。

### 6 公共事業再評価審議会

再評価にあたり、学識経験者等の第三者の意見を求めるため、「広島市公共事業再評価審議会」を設置する。同審議会は、再評価対象事業を審議し、意見等がある場合は、市長に提出する。

- (1) 会議  
必要に応じて随時開催し、原則、公開とする。
- (2) 委員  
7名（学識経験者〔大学の教授等、弁護士、産業界の関係者・調査研究機関の職員〕）
- (3) 事務局  
都市整備局 都市計画課

# 広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領

## 第1 目的

都市整備局、道路交通局及び下水道局（以下、「建設関係局」という。）が所管する一定の要件に該当する公共事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

## 第2 再評価の対象とする事業の範囲

建設関係局が所管する工事を伴う事業のうち、以下の事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除くものとする。

- 1 国土交通省(以下、「国」という。)が費用の一部を補助又は負担する事業（以下、「国庫補助事業」という。）
- 2 一定以上の事業規模を有する単独事業等（以下、「単独事業等」という。）

## 第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費が予算化された後、5年間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、市街地再開発事業、土地区画整理事業については、権利変換計画の決定等が行われている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。具体的には、別紙 - 1 のとおりとする。

- 2 事業費が予算化された後、長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間（国の個別補助制度を活用している事業については、5年間）を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。なお、国庫補助事業において、各事業再評価実施要領細目に定めがあるものについて事業費が予算化された後、5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体（第4の1（1）に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）は社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業費の予算化時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。

- 3 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過している事業（国庫補助事業に限る。）

この場合において、「準備・計画段階」とは、「高規格幹線道路、地域高規格道路、連続立体交差事業等の大規模な事業に係る着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階」とする。

#### 4 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

#### 5 市長が特に必要があると認める事業

社会状況の急激な変化等により、市長が特に必要と認める事業については、随時再評価を実施するものとする。

#### 6 留意事項

- (1) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
- (2) 第3の1から4までの規定にかかわらず、再評価を実施する事業について見直し（この要領による事業の見直しを除く。）を行っている間は、この要領による再評価を行わないことができる。
- (3) 第3の2または4の規定により再評価を実施する事業のうち、用地買収が完了している事業、または、当該年度の翌年度から3年以内に完了することが確実である事業については、この要領による再評価を行わないことができる。ただし、3年以内に事業が完了しなかった場合には翌年度再評価を実施するものとする。

### 第4 再評価の実施及び結果等の公表

再評価の実施フロー図を別紙-2に示す。

#### 1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は、広島市とする。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。
  - ア 第3の1に掲げる事業にあつては、事業費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
  - イ 第3の2に掲げる事業にあつては、事業費が予算化された後、10年目（国の個別補助制度を活用している事業については、5年目）の年度末までに実施する。
  - ウ 第3の3に掲げる事業にあつては、着工準備費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
  - エ 第3の4に掲げる事業にあつては、再評価実施後、5年目（下水道事業については、10年目）の年度末までに実施する。
  - オ 第3の5に掲げる事業にあつては、当該年度末までに実施する。
- (3) 対応方針（案）の作成

市長は、再評価に係る資料及び、国庫補助事業については事業の継続又は中止の方針、単独事業等については事業の継続、休止又は中止の方針（以下、「対応方針」という。）案を作成する。

(4) 対応方針の決定等

市長は、再評価に係る資料及び対応方針案を広島市公共事業再評価審議会に諮り、意見の提出があったときは、これを最大限尊重し、対応方針を決定する。

(5) 河川事業の取扱

河川事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更が行われた場合には、再評価の手続きが行われたものとしてこれに代えるものとする。

2 評価結果、対応方針の公表

市長は、対応方針の決定後、評価結果及び対応方針について、結果に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

第5 再評価の方法

1 再評価手法

各事業ごとに再評価を行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等（以下、「再評価手法」という。）については、原則として国の策定する再評価手法を採用するものとする。

ただし、国の策定する再評価手法により難しい事業にあつては、別途、再評価手法を設定するものとする。

2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化

② 事業の投資効果

前回評価時に実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、費用対効果分析を実施することが効率的でないとは判断できる場合にあつては、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。ただし、これを2回以上連続で行うことはできないものとする。

③ 事業の進捗状況

④ 事業の進捗の見込み

⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

3 事業の状況に応じた評価手法の設定

再評価を行うに当たって、市長が、事業の進捗状況、地元情勢等から判断し、チェックリスト等による評価手法又は詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定するものとする。

なお、チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた

場合には、詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。

## 第6 広島市公共事業再評価審議会（以下、「再評価審議会」という。）

### 1 再評価審議会の設置

市長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求めるため、学識経験者から構成される再評価審議会を設置するものとする。

### 2 再評価審議会における審議方法

審議方法は再評価審議会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

### 3 再評価審議会の意見の尊重

市長は、再評価審議会より意見の提出があったときは、これを最大限尊重し対応を図るものとする。

### 4 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業については、河川整備計画の策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議が行われた場合は、当該委員会等における審議結果をもって、再評価審議会における審議に代えるものとする。

## 第7 施行期日

本要領は、平成10年10月20日から施行する。ただし、第2の2の規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成11年9月2日から施行する。

附 則

本要領は、平成15年11月17日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成22年12月27日から施行する。

附 則

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

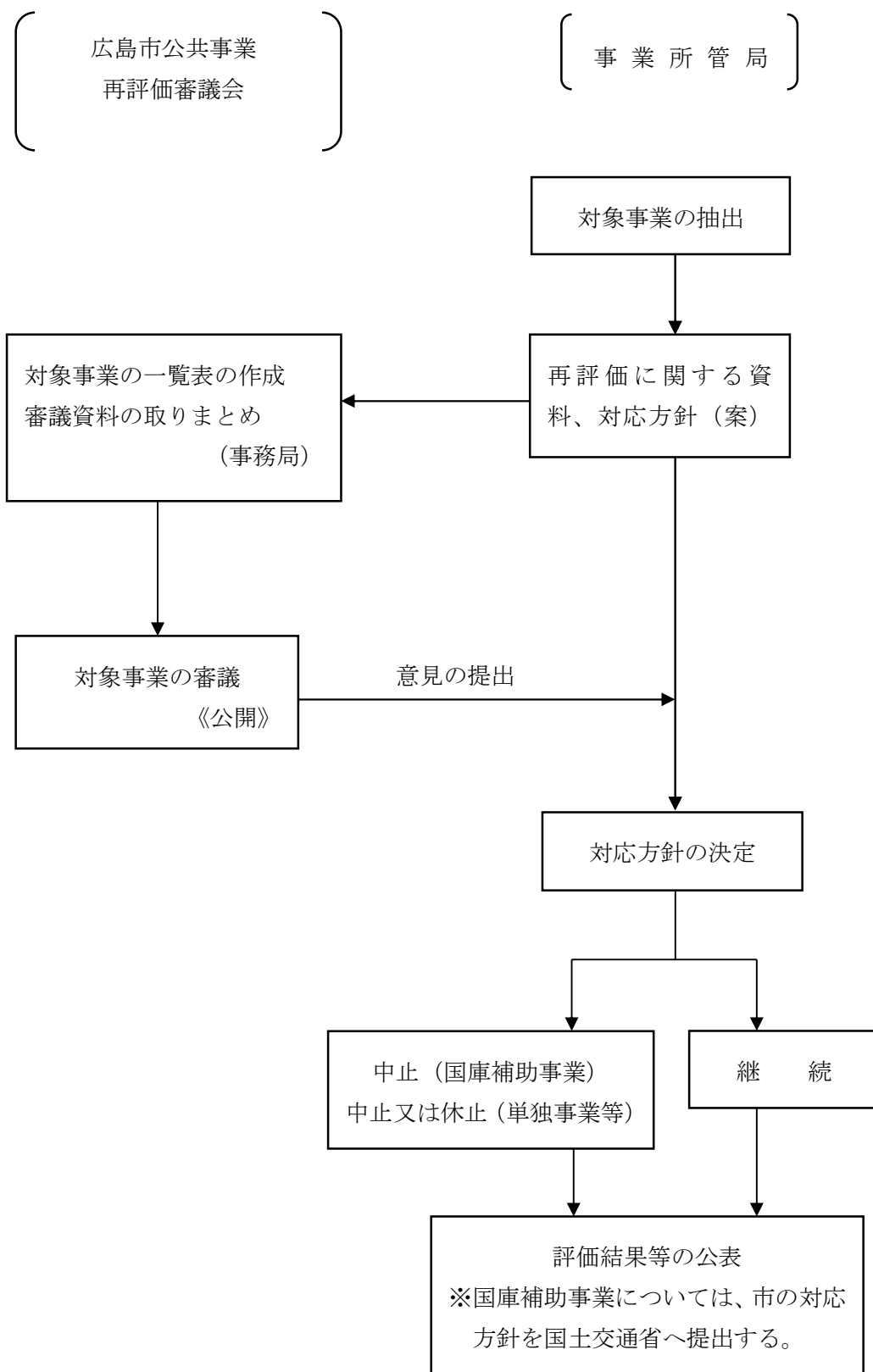
本要領は、令和2年2月18日から施行する。

## 「事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業	
	一定期間	未着工の定義
河川事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	5年間	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	5年間	権利変換計画または管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続きに未着手
街路事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
道路事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
住宅市街地整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定	
住宅市街地総合整備事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手

(注) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

【再評価の実施フロー図】



## 広島市公共事業再評価審議会規則

令和3年4月1日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和28年広島市条例第35号)第3条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共事業の再評価に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備局都市計画課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



## 広島市公共事業再評価審議会運営要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、広島市公共事業再評価審議会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会長の選挙)

第2条 規則第5条第1項の規定による会長の選挙は、出席した委員（規則第4条第1項の規定に基づき委嘱された委員。）全員に異議がないときは、指名推薦の方法によって行う。ただし、異議があるときは、無記名投票によって行うものとする。

### (会議の招集)

第3条 会議を招集する場合、会長は、会議開会の日の7日前までに、委員に通知するものとする。ただし、会長において急を要すると認めた場合は、この限りでない。

### (議 長)

第4条 会長は、会議の議長となる。

### (会議及び審議資料の公開)

第5条 会議及び審議資料は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

### (意見の提出)

第6条 会長は、審議の結果をとりまとめ、必要に応じて市長に対し、意見の提出を行うとともに、各委員にその内容を報告するものとする。

### 附 則

この要領は、平成10年11月30日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年 1月 8日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年 5月28日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。